

地産地消推進協力店認定要領

(趣旨)

第1条 市原市産の新鮮な農畜産物を地元で消費しようという地産地消推進に賛同し、市原市で生産された農畜産物（加工品を含む）を積極的に取り扱う販売店・飲食店・加工業者等を地産地消推進協力店（以下「協力店」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 市長は、事業者等の申請があった場合、別表1に定める基準を満たした事業所を協力店として認定する。

(申請)

第3条 協力店の認定を受けようとする事業所等（以下「認定申請者」という。）は、認定申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付し、市長に申請するものとする。

(審査等)

第4条 市長は前条の申請を受理した場合、その申請内容を審査し、認定するものとする。

2 前項の審査をするにあたって、市原市民を元気な笑顔にする地産地消推進条例（平成21年市原市条例第25号。）第15条第4項に規定に基づく「市原市地産地消推進協議会」に諮るものとする。

(認定)

第5条 市長は前条第1項の認定をしたときは、認定申請者に対し、認定証及び認定プレートを交付するものとする。

(広報宣伝)

第6条 市長は協力店として認定を受けた事業所等のPRについて、関係機関等へ協力を要請する等の支援を行う。

(変更)

第7条 協力店は代表者等の変更があった場合については変更届（別記第2号

様式)を提出しなければならない。

(報告)

第8条 協力店は毎年度末に実績報告書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

(調査)

第9条 市長は協力店に対し、認定基準を満たしているか調査することができる。

(認定取消)

第10条 市長は次のいずれかに該当する場合は、協力店の認定を取消することができる。

- (1)営業を終了したとき。
- (2)認定基準に該当しなくなったとき。
- (3)報告書の提出がないとき。
- (4)協力店より辞退する旨があったとき。
- (5)その他市長が判断したとき。

2 認定を取消された協力店は、速やかに認定証と認定プレートを返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要領のほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年10月16日から施行する。